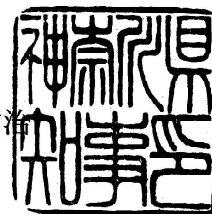


水第 1804 号
令和 6 年 7 月 24 日

神奈川海区漁業調整委員会 会長 櫻本 和美 様

神奈川県知事 黒岩祐海



中型まき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について（諮問）

神奈川県漁業調整規則第 12 条第 3 項及び同第 16 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり定めたいので、貴委員会の意見を求めます。



漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、漁業の許可及び取締り等に関する省令第 70 条第 1 号の漁業に関する神奈川県漁業調整規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
いわし中型まき網漁業	6	20 トン未満の申請のあった総トン数	申請のあった馬力数	城ヶ島灯台と洲埼灯台を結んだ線以北の神奈川県海面。 但し、9 月中の操業区域は横浜市金沢区金沢木材ふ頭東防波堤先端正東線以南の区域とする。	1 月 1 日から 12 月 31 日まで 但し、東京内湾にあっては 9 月 15 日から翌年 2 月末日まで	千葉県内に漁業根拠地（許可を受けようとする漁業の操業又は許可を受けようとする漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。以下同じ。）を有する者	（1 そうまきの場合） 1 火光を利用してはならない。 2 東京内湾では夜間（日没から日の出までの間）操業してはならない。	令和 6 年 7 月 29 日から同年 8 月 28 日まで	令和 6 年 9 月 15 日から令和 9 年 9 月 14 日まで
							（2 そうまきの場合） 1 火光を利用してはならない。 2 東京内湾では夜間（日没から日の出までの間）操業してはならない。		

							3 2 そうまきでの操業とする。 4 指定した船舶以外の船舶と操業してはならない。		
いわし中型まき網漁業	8	20 トン未満の申請のあった総トン数	申請のあった馬力数	城ヶ島灯台と洲埼灯台を結んだ線以北の神奈川県海面。	1月1日から12月31日まで 但し、東京内湾にあっては10月1日から翌年2月末日まで	千葉県内に漁業根拠地を有する者	1 火光を利用してはならない。 2 東京内湾では夜間（日没から日の出までの間）操業してはならない。 3 2 そうまきでの操業とする。 4 指定した船舶以外の船舶と操業してはならない。	令和6年7月29日から同年8月28日まで	令和6年9月15日から令和9年9月14日まで
	10	20 トン未満の申請のあった総トン数	申請のあった馬力数	城ヶ島灯台と洲埼灯台を結んだ線以北の神奈川県海面。 但し、東京内湾を除く。	1月1日から12月31日まで	千葉県内に漁業根拠地を有する者	（1 そうまきの場合） 火光を利用してはならない。	令和6年7月29日から同年8月28日まで	令和6年9月15日から令和9年9月14日まで
							（2 そうまきの場合） 1 火光を利用し		

							てはならない。 2 2 そうまきでの操業とする。 3 指定した船舶以外の船舶と操業してはならない。		
いわし中型まき網漁業	1	20 トン未満の申請のあった総トン数	申請のあった馬力数	城ヶ島灯台正南線以西の神奈川県 の地先海面 但し、神奈川県海区漁業調整委員会指示線から沖に出ている等深線200メートル以浅の大磯海脚を除く。	11 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで	静岡県内に漁業根拠地を有する者	なし	令和 6 年 7 月 29 日から同年 8 月 28 日まで	令和 6 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日まで

かつお・まぐろ中型まき網漁業	1	20 トン未満の申請のあった総トン数	申請のあった馬力数	城ヶ島灯台正南線以西の神奈川県の大磯海面。 但し、城ヶ島灯台と江の島灯台、長者ヶ崎突端と大磯灯台、江の島灯台と二子山凹点、高麗山頂点と岩戸山頂点、酒匂川河口左岸と初島東端、魚見埼と真鶴町笠島南端の各見通し線及び神奈川県と静岡県境にある千歳橋の下流端の中央点から初島灯台の中心点を見通す線を0度とし、同中央点から左回りに34度20分の線、以上の	5月1日から8月31日まで	静岡県内に漁業根拠地を有する者	1 夜間（日没から日の出までの間）操業してはならない。	令和6年7月29日から同年8月28日まで	令和6年9月1日から令和9年8月31日まで
----------------	---	--------------------	-----------	---	---------------	-----------------	-----------------------------	----------------------	-----------------------

				各連絡線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域、及び、神奈川県漁業調整委員会指示線から沖に出ている等深線200メートル以浅の大磯海脚を除く。					
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--